

(証券コード3079)

平成24年6月7日

株 主 各 位

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号
ディービーエックス株式会社
代表取締役社長 若 林 誠

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル
コンファレンススクエア エムプラス10階 「グラント」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第26期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4. その他本招集通知に関する事項

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dvx.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dvx.jp>) にて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響による国内経済の停滞に回復傾向が見受けられたものの、欧米金融市場の信用不安等による世界的な景気停滞や、歴史的な円高、株価の低迷、タイにおける洪水被害等の影響により、依然として景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する医療機器業界におきましては、経営改善に努める医療機関等の取引先から、販売価格引き下げの要請が続く一方、安全性の向上や高度な品質管理等も求められており、厳しい経営環境が続いている状況であります。

このような情勢のもと、当社では、経営の効率化はもとより、前事業年度に事業譲受した静岡エリアへの販路の拡大やメーカーとの連携強化、社内教育体制の充実等、より競争力のある企業体制の構築や、企業価値の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は20,487,399千円（前年同期比13.8%増）、営業利益892,844千円（同14.5%増）、経常利益873,226千円（同11.3%増）、当期純利益476,038千円（同33.3%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

セグメント別	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)		当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
不整脈事業	14,688,732	81.6	16,580,987	80.9	1,892,254	12.9
虚血事業	2,918,310	16.2	3,210,877	15.7	292,566	10.0
その他	393,785	2.2	695,534	3.4	301,749	76.6
合計	18,000,829	100.0	20,487,399	100.0	2,486,570	13.8

(不整脈事業)

不整脈事業では、西日本エリアでの新規顧客獲得を目指すとともに、既存顧客に対する付加価値の高い提案型営業を行う販売体制の構築に注力した結果、心臓ペースメーカ、植込み型除細動器（ＩＣＤ）、電極カテーテル等の主力商品の販売数量が増加しました。その結果、当事業年度の不整脈事業の売上高は16,580,987千円（前年同期比12.9%増）、セグメント利益は2,443,517千円（同9.2%増）となりました。

(虚血事業)

虚血事業では、静岡エリアをはじめ新規顧客の獲得による販路拡大に注力した結果、バルーンカテーテル等の販売数量が増加しました。その結果、当事業年度の虚血事業の売上高は3,210,877千円（前年同期比10.0%増）、セグメント利益は1,215,839千円（同5.6%増）となりました。

(その他)

その他の売上高は、脳外科商品等の販売拡大により、695,534千円（前年同期比76.6%増）、セグメント利益は68,139千円（同87.5%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は114,901千円で、その主なものは、アブレーション関連機器及び営業用デモ機等の取得であります。

その所要資金は自己資金をもって充當いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第23期 平成21年3月期	第24期 平成22年3月期	第25期 平成23年3月期	第26期 (当事業年度) 平成24年3月期
売上高(百万円)	13,080	15,793	18,000	20,487
経常利益(百万円)	525	668	784	873
当期純利益(百万円)	277	324	357	476
1株当たり当期純利益 (円)	203.43	232.47	253.34	168.84
総資産(百万円)	6,428	7,816	7,719	8,924
純資産(百万円)	1,923	2,222	2,521	2,941
1株当たり純資産 (円)	1,387.25	1,576.17	1,788.95	1,043.32

(注) 平成23年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、不整脈事業において関東地域に特化した営業を展開してきた経緯から、同地域への売上依存度が非常に高い状況にあり、販売地域拡大のため虚血事業の強化による全国規模での市場開拓に努めてまいりました。今後は、虚血事業で築き上げた営業拠点から不整脈事業を展開する体制を整備し、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化をはかり、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であります。

そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。海外コンサルタントの活用やメーカーとの連携強化、社内体制面ではマーケティング部門及び薬事部門の強化に取り組み、新商品の獲得に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。

以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈事業は、主として関東地域において、医療機器商社及びメーカーから仕入れた商品を、主に医療施設に対して販売しております（販売代理店）。今後、既に全国展開している虚血事業と連携しながら、全国展開を推進してまいります。

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生または刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾病のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレスなどによって引き起こされるといわれております。

当事業においては、心臓ペースメーカ、I C D（植込み型除細動器）、電極カテーテル、アブレーション（心筋焼灼術）カテーテル等を販売しております。

② 虚血事業

虚血事業は、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れた商品を、主として全国の医療機器販売代理店を経由し、医療施設に販売しております（国内総代理店）。

虚血とは、血管の狭窄または閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞などが代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症などによって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

当事業においては、自動造影剤注入装置「ACIST」、「エキシマレーザ血管形成システム」、バルーンカテーテル等を販売しております。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、消化器商品、放射線防護用品、書籍等を販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
東北営業所	宮城県仙台市泉区
茨城営業所	茨城県つくば市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
東京営業所	東京都練馬区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市港北区
横浜南営業所	神奈川県横浜市金沢区
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
浜松営業所	静岡県浜松市中区
大阪営業所	大阪府大阪市西区
広島営業所	広島県広島市中区
九州営業所	福岡県福岡市東区
テクノロジーセンター	東京都板橋区

(注) 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
194名	3名減	39.4歳	5.3年

(注) 1 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

2 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成24年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	133,100千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	94,446千円

2. 株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 11,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,819,381株
（自己株式619株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数 649名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社MSS	783,200株	27.77%
若林 誠	558,000株	19.79%
ビービーエイチ ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セク ター サブ ポート フォリオ)	162,200株	5.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	142,600株	5.05%
ディー プ イ エ ッ ク ス 社 員 持 株 会	96,200株	3.41%
メロン バンク エヌエー トリーテイク ク ラ イ ア ン ト オ ム ニ バ ス	71,300株	2.52%
野村信託銀行株式会社（投信口）	65,000株	2.30%
重 田 康 光	52,000株	1.84%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	51,000株	1.80%
岡 文 男	37,600株	1.33%

(注) 持株比率は自己株式（619株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	若 林 誠	
取 締 役	柴 崎 浩	執行役員 営業統括本部長
取 締 役	戸 田 幸 子	執行役員 内部監査室長
取 締 役	魚 住 洋 二	執行役員 管理本部長兼経理部長
取 締 役	鍋 谷 正 行	執行役員 静岡特別プロジェクト長
取 締 役	村 松 光 春	村松公認会計士事務所代表 株式会社ハッピー商会代表取締役
常 勤 監 査 役	小 原 照 久	
常 勤 監 査 役	塚 原 信 一 郎	
監 査 役	三 縄 昭 男	三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表 学校法人神奈川大学監事
監 査 役	中 村 眞 一	コスモス法律事務所代表 株式会社コモダエンジニアリング監査役 株式会社京王自動車学校監査役

- (注) 1 取締役 村松光春氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として大阪証券取引所に届け出ております。
- 2 監査役 小原照久氏、三縄昭男氏及び中村眞一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 監査役 三縄昭男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 名	109,215千円
監 査 役	4 名	29,897千円
合 計	10名	139,112千円

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。

- 2 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
- 3 報酬等の額には当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額4,237千円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 村松光春

ア. 他の法人等の兼任状況

村松公認会計士事務所の代表及び株式会社ハッピー商会の代表取締役であります。
同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

② 社外監査役 小原照久

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会全てに、また、当事業年度に19回開催された監査役会全てに出席し、企業活動に関する豊富な知識から発言を行っております。

③ 社外監査役 三縄昭男

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況

三縄昭男公認会計士・税理士事務所の代表及び学校法人神奈川大学監事です。同社ならびに同法人与当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、また、当事業年度に開催された監査役会19回中18回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 社外監査役 中村眞一

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況

コスモス法律事務所の代表及び株式会社コモダエンジニアリング、株式会社京王自動車学校の社外監査役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、また、当事業年度開催された監査役会19回中18回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	27,965千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,600千円
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注）	27,600千円
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額	一千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に即して行動する。
- (2) 取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」「D V x 行動ガイドライン」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、内部監査室がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育・徹底を行う。
- (4) コンプライアンス体制の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規程、マニュアルの整備、教育をはじめ、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の調査・報告及び再発防止策の審議決定を行う。
- (5) 取締役、使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- (6) 社内において法令、定款及び社内規程違反行為または反倫理行為を通報する制度として、内部通報規程の制定・整備を行う。
- (7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行にかかわる重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定める。
 - (2) 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員よりその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
 - (3) 代表取締役社長及び各部門を所管する取締役並びに執行役員により、経営会議を定期的開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。
5. 当社並びににその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当面、監査役の職務を補助する使用人を置かない。ただし、監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することが出来る。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から監査業務の補助を委託された使用人は、当該業務に関し取締役または所属部門長の指揮命令を受け付けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は監査役会規程に従い、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・ 法令もしくは定款に違反する重要な事実を発見した場合

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため監査役会規程、監査役監査基準について以下のように定めている。

- ・取締役会その他重要な会議へ出席する。
- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
- ・監査役は必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他のものに対して報告を求める。

10. 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

貸借対照表 (平成24年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,287,053	流 動 負 債	5,609,380
現 金 及 び 預 金	2,231,966	買 掛 金	4,746,092
受 取 手 形	389,009	1 年 内 返 済 予 定 の 金	171,168
売 掛 金	4,930,878	長 期 借 入 金	
商 品	531,015	リ ー ス 債 務	2,575
前 払 費 用	37,773	未 払 金	135,364
繰 延 税 金 資 産	99,705	未 払 費 用	58,691
そ の 他	73,622	未 払 法 人 税 等	287,000
貸 倒 引 当 金	△6,917	未 払 消 費 税 等	47,991
固 定 資 産	637,519	前 受 金	8,349
有 形 固 定 資 産	215,643	預 り 金	21,841
建 物	49,976	賞 与 引 当 金	130,305
機 械 及 び 装 置	2	固 定 負 債	373,681
車 両 運 搬 具	2,107	長 期 借 入 金	189,457
工 具、器 具 及 び 備 品	103,438	リ ー ス 債 務	2,853
土 地	55,000	退 職 給 付 引 当 金	109,768
リ ー ス 資 産	5,118	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	62,206
無 形 固 定 資 産	58,801	資 産 除 去 債 務	8,896
の れ ん	26,552	そ の 他	500
ソ フ ト ウ エ ア	30,676	負 債 合 計	5,983,061
そ の 他	1,572	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	363,074	株 主 資 本	2,937,847
投 資 有 価 証 券	167,405	資 本 金	344,457
出 資 金	140	資 本 剰 余 金	314,730
破 産 更 生 債 権 等	26,664	資 本 準 備 金	314,730
長 期 前 払 費 用	1,698	利 益 剰 余 金	2,279,206
差 入 保 証 金	94,103	利 益 準 備 金	4,710
繰 延 税 金 資 産	90,238	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,274,496
そ の 他	9,488	別 途 積 立 金	250,000
貸 倒 引 当 金	△26,664	繰 越 利 益 剰 余 金	2,024,496
資 産 合 計	8,924,572	自 己 株 式	△547
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,663
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,663
		純 資 産 合 計	2,941,510
		負 債 純 資 産 合 計	8,924,572

損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上 高					20,487,399
売 上 原 価					16,759,903
売 上 総 利 益					3,727,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					2,834,652
営 業 利 益					892,844
営 業 外 収 益					
受 取 利 息				101	
受 取 配 当 金				42	
そ の 他				1,036	1,179
営 業 外 費 用					
支 払 利 息				3,871	
為 替 差 損				16,475	
そ の 他				450	20,797
経 常 利 益					873,226
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益				21,765	21,765
特 別 損 失					
固 定 資 産 売 却 損				69	
固 定 資 産 除 却 損				1,625	
投 資 有 価 証 券 評 価 損				17,483	
減 損 損 失				8,065	27,242
税 引 前 当 期 純 利 益					867,749
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				417,577	
法 人 税 等 調 整 額				△25,866	391,711
当 期 純 利 益					476,038

株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位: 千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	344,457	314,730	314,730
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	344,457	314,730	314,730

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計 合 計	
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	4,710	250,000	1,609,077	1,863,787	△437
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△60,618	△60,618	
当 期 純 利 益			476,038	476,038	
自 己 株 式 の 取 得					△109
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	415,419	415,419	△109
当 期 末 残 高	4,710	250,000	2,024,496	2,279,206	△547

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,522,537	△583	△583	2,521,953
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△60,618			△60,618
当 期 純 利 益	476,038			476,038
自 己 株 式 の 取 得	△109			△109
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		4,247	4,247	4,247
当 期 変 動 額 合 計	415,309	4,247	4,247	419,556
当 期 末 残 高	2,937,847	3,663	3,663	2,941,510

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 14 日

ディーブイエックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 崎 弘 直 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーブイエックス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

ディービーエックス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	小 原 照 久	⑩
常勤監査役	塚 原 信一郎	⑩
監 査 役(社外監査役)	三 縄 昭 男	⑩
監 査 役(社外監査役)	中 村 眞 一	⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、株主の皆様に対して長期的な利益還元を行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円
総額 98,678,335円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に、速やかに後任監査役が就任し員数を充足できるようにするため補欠監査役に関する規定を明記するとともに、当該補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間を伸長することならびに補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了の時までとするため、現行定款について所要の改定をするものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第32条（条文省略）	第1条～第32条（現行どおり）
（監査役の員数）	（監査役の員数）
第32条 当社の監査役は、4名以内とする。	第32条 （現行どおり）
（新設）	<u>2. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設) 第35条～第49条 (条文省略)	(監査役の選任) 第33条 監査役および補欠監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第34条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>会社法第329条第2項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u> 第35条～第49条 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
1	わかばやし まこと 若 林 誠 (昭和25年7月7日)	昭和61年4月 ㈱ヘルツ（現当社）設立 代表取締役社長 平成2年12月 ㈱医療ソフトサポートセンター設立 （現㈱MS S）代表取締役 平成16年2月 ㈱ヘルツとディーブイエックスジャパン㈱の合併により 当社代表取締役社長（現任）	558,000株
2	しばさき ひろし 柴 崎 浩 (昭和40年4月23日)	平成3年8月 ㈱ヘルツ（現当社）入社 平成10年12月 ㈱ヘルツ営業部長 平成15年1月 ㈱ヘルツ取締役営業本部長 平成16年2月 ㈱ヘルツとディーブイエックスジャパン㈱の合併により 当社取締役ヘルツ事業部長 平成19年6月 執行役員ヘルツ事業本部長 平成22年4月 執行役員営業統括本部長 平成22年6月 取締役執行役員営業統括本部長 平成24年4月 取締役（現任）	11,200株
3	とだ さちこ 戸 田 幸子 (昭和31年2月12日)	昭和61年4月 ㈱ヘルツ（現当社）入社 平成7年6月 ㈱ヘルツ経理部部長 平成13年6月 ㈱ヘルツ取締役管理本部長 平成16年2月 ㈱ヘルツとディーブイエックスジャパン㈱の合併により 当社取締役管理本部長 平成18年6月 取締役執行役員管理本部長 平成22年6月 取締役執行役員内部監査室長（現任）	33,600株
4	うおずみ ようじ 魚 住 洋二 (昭和27年4月14日)	昭和46年4月 ㈱トクスイコーポレーション入社 平成18年2月 当社入社 管理本部業務部長 平成19年6月 経営企画室長 平成22年6月 執行役員管理本部長 平成23年4月 執行役員管理本部長兼経理部長 平成23年6月 取締役執行役員管理本部長兼経理部長 平成24年4月 取締役執行役員財務経理部長（現任）	一株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
5	なべや まさゆき 鍋谷 正行 (昭和33年4月27日)	昭和61年10月 ㈱ヘルツ（現当社）入社 平成7年6月 ㈱ヘルツ取締役営業部長 平成16年2月 ㈱ヘルツとディーブイエックスジャパン㈱の合併により当社専務取締役兼経営企画室長 平成20年4月 専務執行役員総務人事本部長 平成22年6月 執行役員静岡特別プロジェクト長 平成23年6月 取締役執行役員静岡特別プロジェクト長 平成24年4月 取締役（現任）	36,000株
6	むらまつ みつはる 村松 光春 (昭和28年1月14日)	昭和53年9月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和60年9月 ㈱ハッピー商会取締役 昭和60年9月 村松公認会計士事務所開設 同事務所代表（現任） 昭和63年3月 ㈱ハッピー商会代表取締役（現任） 平成19年6月 当社取締役（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 村松光春氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏が公認会計士及び税理士として、豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏は、株式会社ハッピー商会代表取締役として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。
3. 村松光春氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、村松光春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。
5. 当社は、村松光春氏を大阪証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役小原照久氏、三縄昭男氏ならびに中村眞一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
1	みなわ あきお 三縄 昭男 (昭和19年8月28日)	昭和44年11月 島田公認会計士事務所（現有限責任あずさ監査法人） 入所 平成17年8月 三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表（現任） 平成18年3月 当社監査役（現任） 平成18年6月 三菱倉庫㈱監査役 平成23年9月 学校法人神奈川大学監事（現任）	一株
2	なかむら しんいち 中村 眞一 (昭和24年12月10日)	昭和54年4月 弁護士登録（横浜弁護士会） 昭和55年4月 横浜弁護士会 司法修習委員会委員 日本弁護士連合会 人権擁護委員会刑事疫学問題調査 特別委員会委員 昭和56年11月 千駄ヶ谷総合法律事務所入所（東京弁護士会） 平成7年4月 コスモス法律事務所開設 同事務所代表（現任） 平成20年6月 当社監査役（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 三縄昭男氏及び中村眞一氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は、両氏が次に掲げる経験及び見識等を有していることを考慮し、社外監査役候補者としたものであります。

(1) 三縄昭男氏 公認会計士及び税理士として培われた豊富な経験と深い見識

(2) 中村眞一氏 弁護士として培われた豊富な経験と深い見識

なお、両氏は、これまで社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。

4. 三縄昭男氏及び中村眞一氏は現在当社の社外監査役であります、それぞれの社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって、三縄昭男氏は6年3ヵ月、中村眞一氏は4年となります。

5. 当社は、三縄昭男氏及び中村眞一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成23年6月28日開催の第25期定時株主総会において補欠監査役に選任された亀浦大輔氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本決議は、亀浦大輔氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
かめうら だいすけ 亀 浦 大 輔 (昭和44年4月20日)	平成14年1月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成21年10月 橋有限責任監査法人入所 現在に至る	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 亀浦大輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。当社は、同氏が、公認会計士として培われた豊富な経験及び深い見識を有していることを考慮し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、これまで会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。
3. 亀浦大輔氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される小原照久氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名	略 歴
おはら てるひさ 小原 照久	平成16年6月 当社監査役（現任）

以 上

メ 毛

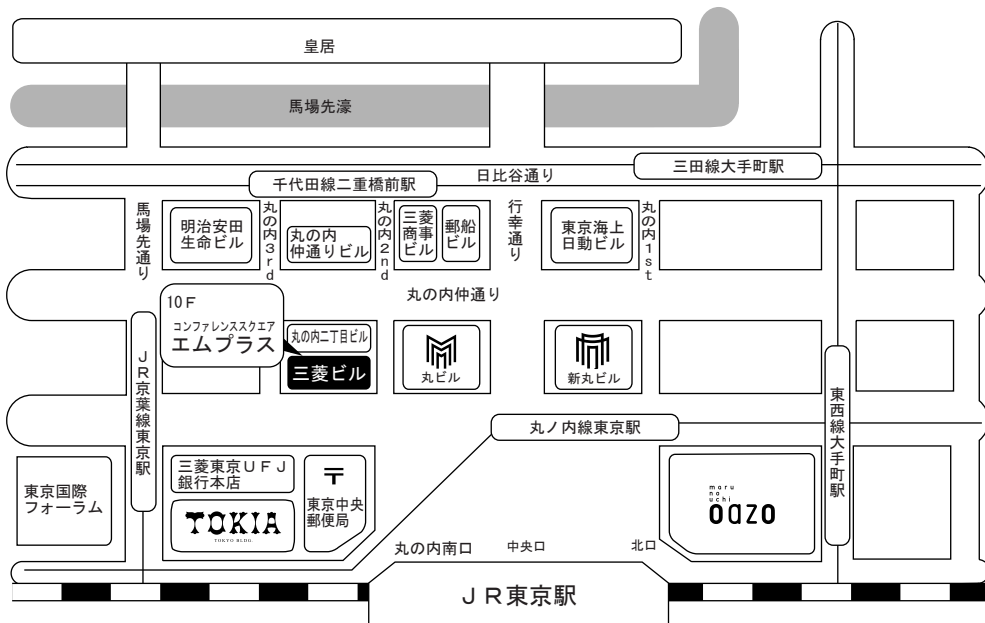
[illegible]

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 三菱ビル
コンファレンススクエア エムプラス10階 「グランド」
TEL : 03-3282-7777



交通アクセスのご案内

- | | | | | |
|-------|-------------|-----------|----|-----|
| ＜ＪＲ＞ | 「東京駅」 | 丸の内南口 | 徒歩 | 約２分 |
| | 京葉線「東京駅」 | 10番出口より直結 | | |
| ＜地下鉄＞ | 千代田線「二重橋前駅」 | 4番出口 | 徒歩 | 約２分 |
| | 丸ノ内線「東京駅」 | 地下道経由 | 徒歩 | 約３分 |
| | 都営三田線「大手町駅」 | D1出口 | 徒歩 | 約４分 |
| | 東西線「大手町駅」 | B1出口 | 徒歩 | 約６分 |

